

大学通信教育の成立と構造

奥井 晶

(私立大学通信教育協会)

まえがき

イギリスの Open University が設立されたのが1969年(昭和44年)であり、西ドイツに Fernuniversität (遠隔大学) が設立されたのは1974年(昭和49年)のことである。いずれも国立で、通信教育によって教育を行う大学であると言える。しかも、近々10年程度の歴史を持つにすぎない。しかし、これらは本格的な通信教育大学として、新たな教育の役割を担って、強い情熱を傾けて進められている。これに対応するかのように、我が国でも「放送大学」の構想が、文部省の手で推進されているが、多くの問題点を抱えて、発足するまでに至っていない。これの大学の特徴は、いずれも、戦後20余年を経過して、経済の成長と社会の安定の中から、高等教育に対する強い要請によって生まれ、あるいは計画された、新しい形態の大学の通信教育である。

一方、戦後いち早く、教育の民主化、教育の機会均等の理念を掲げて、我が国の大学通信教育は、昭和22年に発足している。この大学通信教育の特徴は、既存の大学学部を基盤に、正規の大学教育の課程、すなわち、degree course として制度化された。このことは、通信教育の学科課程において、「総合学科制」をとる点で、Open University あるいは遠隔大学と同じであるが、既存の大学学部併設されている点では大きく異なる。

視点をかえて、戦前および戦後の (Open University や遠隔大学を除く) 欧

米の大学の行う通信教育をみると、一般に「特定科目制」をとり、noncreditで行われている。これは、既存の大学が通信教育を行う点では、日本の大学通信教育と共通しているが、学科課程の一部を通信教育で行う点では、全く異質の形態である。

こうみると、大学の行う通信教育には、三つの形態がある。すなわち、

- ① 戦前から欧米で行われる、特定科目制の大学の行う通信教育
- ② 総合学科制をとる戦後の日本の大学通信教育
- ③ 近年の Open University を代表とする新しい通信教育制大学

に分けることができる。日本の大学通信教育は、戦前からの特定科目制から総合学科制を採用した点で、大きな特色がある。第3の Open University を代表とする形態は、独立の大学にまで組織化した点で大きな変化を齎した。我が国の大学通信教育は、いわば、Open University へ道を拓いたとも言える。

このような位置づけにある日本の大学通信教育も、近年の、教育の国際的な流れに、新たな対応を迫られている。すなわち、国際的に提唱される生涯教育 (lifelong education)、学習社会 (learning society)、あるいは、回帰教育 (recurrent education) という新たな教育上の概念によって、より具体的、組織的な教育の拡大を求められる状況が確実に進行しているからである。戦後の新しい制度とされた大学通信教育も、今日では、Open University あるいは遠隔大学のような新たな通信教育の形態を生み出して、いささか光彩を失った感がある。しかるに、日本の大学通信教育では、そこに学ぶ学生は、徐々に、あるいは急激に、時代の要請を敏感に受けとめて変化して、今日では、Open University や遠隔大学と同様の多様な学習者を受け入れている。とすれば、大学通信教育は、既に新しい皮袋ではなく、古い皮袋になって、そこに新しい酒を注ぎ込んでいると言えよう。

国際的な新しい教育の理念が定着して、これに対応する教育制度の確立が急務とされている。そこで、日本の大学通信教育を制度上、方法上から改めて見極め、果たしてきた役割を確認し、かつ、そこに学ぶ学生の姿を明確に

描き出すことの必要性を見いだす。本稿では、その第1着手として、大学通信教育の制度、方法を、その草創期の精神に立脚して捉えることとする。

戦後の教育改革によって通信教育が学校教育にとり入れられ、制度化されたのは、学校教育法の公布による昭和22年3月である。中学校、高等学校、大学のそれぞれに通信教育が導入され、実施された。大学では、昭和22年秋に、法政、慶応義塾両大学が、新制大学の発足を待たずに学生募集を始め、開設に踏み切った。翌23年4月には社会教育の通信教育として文部大臣の認定を受けた。引きつづき、中央・日本女子・日本大学が通信教育を発足させた。昭和24年4月には新制大学の発足に伴って、社会教育から学校教育の通信教育へと移行し、翌25年3月には、学校教育法に基づく、正規の大学教育の課程として、文部大臣の認可を受けた。また、短期大学では、昭和26年4月に武蔵野美術短期大学が通信教育課程を設置し、以後、開設校が相ついだ。

現在、通信教育を実施する大学は12校、短期大学は9校となり、学生総数は185,313人（昭和54年度「学校基本調査」文部省）を数える。大学通信教育は、正に戦後の教育改革以後の教育の歩みと全く軌を一にしている。

1 大学通信教育の発足の時代的背景と理念

戦後、昭和21、22年ごろの政治・思想・社会・経済の混乱期には、大学通信教育が誕生する幾多の要因があった。これらの要因を箇条に列記すると、ほぼ、次のようになる。まず、基本的要因を掲げる。

- ① 民主主義、自由主義の思想を根幹とした、新たな政治体制の確立が目ざされた。
- ② 基本的人権の確立が目ざされ、その基礎に個人の尊重が明確にされ、個人の確立が求められた。
- ③ 教育を受ける権利が保障され、教育の機会均等によって、これを具現する方向が示された。

これらの要因は、日本国憲法および教育基本法に盛られた精神で、新しい教育によって達成されるとする認識が、国および国民の間に浸透していった。すなわち、政治体制の確立、民主主義・自由主義の思想の普及と定着、個人の尊重の確立が、教育の力によるとする考え方である。

一方、社会・経済的な要因として、次の状況が指摘できる。

④ 社会・経済事情の破綻は、人びとに、学ぶことを望みながら、生きんがためにこれを断念あるいは放棄せざるを得なくした。特に復員学徒の大学復帰を困難にしていた。

⑤ 教育の場である大学の施設・設備が戦災によって荒廃し、学生の十分な受け入れ態勢が整っていなかった。

⑥ 特に、私学にあっては、教育の民主化のための教育活動の拡張、すなわち、university extension による教育活動の再興を図る気運が醸成されていた。

⑦ 教育体系の中に社会教育が加えられ、学校教育と並んで、主要な柱となった。これによって教育の機会均等を目ざす気運が高まると同時に、学校教育にもこの役割を担う考え方があった。

⑧ 窮乏した私学の財政を建て直し、学園の再建の方策が迫られていた。

これらの状況の下で、大学は種々の方策を模索し、一部の大学が通信教育を導入して大学の門戸開放を図った。ただ、通信教育の導入は私学においてのみ行われたことは奇異の感をまぬがれない。

2 大学通信教育の法的根拠

憲法および教育基本法の掲げる教育の新たな理念を具体化したその一つが、学校教育に通信教育を導入し、これを制度化したことである。昭和22年3月に公布の「学校教育法」が法的根拠となっている。

大学通信教育は、その精神においては教育基本法第2条および第3条により、制度としては学校教育法第70条（現行法では第54条の2）によって行われ

る。しかも、制度的には大学の正規の課程として行われるため、「大学基準」(大学基準協会, 昭和22年7月8日決定)および「大学通信教育基準」(大学基準協会, 昭和22年12月25日決定)に準拠して行われるのも当然である。

当時の「大学通信教育基準」では、大学通信教育は、

- ① 教育民主化の精神に則り、大学教育を広く開放する。
- ② 学校教育法により、通常(通学)の課程と並んで正規の課程として行われる。

と規定している。

また、当時の「学校教育法」第70条は、高等学校の通信教育の規定(同法第45条)の準用規定でありそれによって、大学は、「通信による教育を行うことができる」とあることから、

- ③ 既存の大学、学部を基盤に、通学課程とともに併設される。

とした。この第3点については、現行「大学通信教育基準」(昭和50年5月20日改訂)では、いっそう明確にされている。(基準3)

ここで、法解釈の問題を明確にしておく必要がある。すなわち、学校教育法の立法の趣旨は、果たして「大学の正規の課程」としての通信教育の導入を意図していたのか、との疑念である。

昭和22年3月の学校教育法の公布に遙かに先き立つ昭和21年には、アメリカ GHQ の CIE 当局者によって、学校教育に通信教育の導入についての要請があった。当時、アメリカにおける、大学の行う通信教育の実態は、社会教育あるいは成人教育の役割を果たす noncredit の「特定科目制」をとっていた。そのため、この方式の導入をめざしていたと考えることができる。したがって、通信教育の発足までには、正規の課程(degree course)として設置しようとする日本の主張と、アメリカの実態を背景とする CIE の主張との間には、大きな隔たりがあった。厳しい折衝の結果、高等学校の通信教育は、いわば、アメリカ方式とも言う「特定科目制」をとり、大学の通信教育は、「大学の正規の課程」として、「大学通信教育基準」の言う「総合学科制」をとり、degree course とすることになった。大学が degree course に固

執した理由の大きな部分は、noncredit course は、日本の社会では受け入れにくい状況があり、通信教育の定着のためには degree course とすべきであるとする主張であった。

この経過から見ても、学校教育法制定の段階では、アメリカ方式の社会教育的な noncredit course が想定されていたと解すべきであろう。その条文、すなわち、同法第45条では、「高等学校は、通信による教育を行うことができる」と規定しており、この表現からは、特定科目制をとる高等学校の通信教育を導き出すことはできるが、大学通信教育の「総合学科制」の形態を導き出すことは難しい。なぜならば、昭和36年に至って、高等学校の、通信教育は、「特定科目制」から、全日制および定時制の課程と並ぶ独立の通信制の課程を確立する段階で、法改正を行って現行法第45条の「高等学校には、……、通信制の課程を置くことができる」としたことである。

以上のように、社会教育的役割としての通信教育の導入が意図されながら、大学では「正規の課程」の通信教育が設置された。しかし、この大学通信教育には社会教育的役割が付加された。(22年決定の「大学通信教育基準」の基準7および同解説の趣旨1, 2)

3 大学通信教育発足の過渡的形態

大学通信教育は、新制大学に設置されるものであるため、昭和22, 23年当時の旧制大学にこれを設置することは法的に不可能であった。しかるに、法政・慶応義塾両大学は、昭和22年には通信教育の学生募集を開始し、慶応義塾大学の場合には、翌23年1月に開講している。基盤となる大学が新制大学に移行するのが昭和24年であるから、それ以前に発足したわけである。このため、まず社会教育の通信教育として発足せざるを得なかった。しかし、社会教育の通信教育と称しても、実態は、基盤とする大学が新制大学に移行の段階では、これに併設される「正規の課程」の大学通信教育として構想された。当然、新制大学の要件を備え、かつ文部大臣の認可を受けられることを含み

に設置された。

このため、昭和22年の段階では、通信教育の所管は、文部省社会教育局であり、大学学術局（当時）ではなかった。社会教育局では既に昭和21年11月に「通信教育調査委員会」を設置し、翌22年5月には、同委員会が通信教育創設を答申し、同年9月22日には文部省は、「通信教育認定規程」（省令第22号）を公布している。かくて、法政・慶応義塾両大学の通信教育設置の申請に対し、大学基準協会通信教育委員会の審議を経て、社会教育として文部大臣の認定が行われた。申請に当たっては、その名称は慶応義塾大学を例にとれば、「慶応義塾大学通信講座」であり、学則に当たる規程も「慶応義塾大学通信講座規程」とされていた。この名称および講座規程も、昭和23年4月には、「慶応義塾大学通信教育」あるいは、「慶応義塾大学通信教育部学則」と改められ、名実ともに「大学通信教育」となった。しかし、そのスタートは実に社会通信教育であったのである。

大学通信教育が、正規の大学教育の課程として、文部大臣の認可のための手続きが進められるのは、基盤となる大学が、昭和24年に新制大学として認可されてから以後である。同年夏に、大学通信教育の所管が文部省大学学術局（当時）に移管し、同25年3月に、大学設置審議会の審査を経て、同年5月に認可される。認可に当たり、法政・慶応義塾両大学の通信教育は、3年次が認可されることによって、昭和23年の開設にさかのぼって認可される結果となった。

この経過から理解できるように、大学通信教育は、最初は社会教育の時期を有していた。それは、基盤となる大学の新制移行上の過渡的経過であったとしても、大学通信教育の性格形成上に大きな意義をもっていたと言える。すなわち、「正規の大学教育の課程」であると同時に、大学の行う社会教育の役割もあわせもつものとなったことである。ただ、この性格は、前項に述べた通信教育の導入の経緯に由来していることも確かであろう。

4 大学通信教育の社会教育の役割

大学通信教育は、既述のとおり、設置の経緯から、社会教育の役割を担う制度として確立した。すなわち、アメリカにおける university extension として行う通信教育の影響および社会教育局所管で発足したことに由来していると言える。それゆえに、昭和22年決定の「大学通信教育基準」では、大学の通信教育が社会教育の性格をもつことを明確にうたっている。（「大学通信教育基準」の趣旨1、および同解説）

大学通信教育における「正規の課程」と社会教育の役割とを、学習者の受講形態によって示すことができる。学生を「正科生」と「特修生」に分け、後に（昭和26年）「科目別履修制度」を設けて新たな受講生を加えた。

- ① 正科生——卒業資格を目的として、正規の大学教育の課程を学ぶ学生を言う。学校教育法に定める大学入学資格を有する者に限り、所定の課程を修めれば、大学卒業資格、学士号が与えられる。
- ② 特修生——大学入学資格を有しない者、あるいは大学卒業資格取得を望まない者で、正規の課程を学ぶ能力があれば入学が認められる。この場合を特修生と言う。入学資格を有しない特修生が、途中、大学入学資格を取得すれば、希望により正科生に転ずる道が開かれている。正科生に転じた場合は、特修生として修得した単位および在学年数は、正規の課程の単位、在学年数に通算できる。

この特修生制度は、昭和22年決定の「大学通信教育基準」の「趣旨1」および同解説「通信教育の使命」に示されている。

- ③ 科目別履修生——正規の課程として開設している学科目の一部を自由に選択履修する受講生を言う。受講資格を問わず、したがって、修得単位は正規の大学教育の課程の単位には認めない。主として職業上の知識、あるいは教養のために受講する者が多い。この制度は、前記基準の第7によっている。

上記の「正科生」は、正規の課程の学生であることは言うまでもない。「特修生」および「科目別履修生」は、大学通信教育の果たす社会教育的役割において学ぶ受講生と言える。

このうち注目すべきことは、「特修生」制度を正規の課程に結びつける配慮がなされていることである。この配慮は画期的なものと評価できる。この画期的な措置も、大学通信教育が社会教育から学校教育の範疇に置かれて、文部省大学学術局に移管（昭和24年）されて以後、特修生制度は実質的な変化を余儀なくされた。すなわち、正科生に転じた場合の、特修生として修得した単位および在学年数の通算は、文部省の指導により不可能となり、当初の開放的な制度の一つは大幅に後退した。また、昭和50年の「大学通信教育基準」の改訂を機に、制定当初の基準の解説に示された「学習するに足る学力を有する者に対しては、資格の如何を問わず、等しく学習の機会を与えるところに、その特色と使命がある」とする無資格者に対する学習についての具体性および積極性が基準から失われた。

ところが、近年、文部省において検討が進んでいる「放送大学」構想では、大学入学資格のない者の受け入れと単位の通算が、文部省大学局によって構想されている。

5 大学通信教育の設置形態の特徴

大学通信教育の設置形態については、既にその一端に触れた。ここでは、高等学校の通信教育、大学の夜間部の設置形態と比較しながら、現行の「学校教育法」および、昭和50年改訂の「大学通信教育基準」によって説明を試みる。

- ① 大学通信教育については、学校教育法第54条の2において、「大学は、通信による教育を行うことができる」と規定している。これによって、通学課程を母体とする大学の「学部または学部以外の基本組織」を基盤に開設されるとしている（「大学通信教育基準」の基準3）。「これによ

って、原則として基盤の大学の教員組織および施設設備を利用して行われる。また、通信教育の適正な担当機能をもつ組織として「通信教育部のごとき」機関をもつことが望まれ（「大学通信教育基準」の解説14）、各大学では「通信教育部」の組織をもつ。

「通信教育部」の名称は、しばしば「通信教育大学」あるいは「通信教育学部」と誤まって用いられるが、正しい表現ではなく、実態を示していない。なぜならば、通信教育課程のみを行う大学、あるいは学部は存在しないのである。

- ② 大学の夜間部については、学校教育法第54条によって、「大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる」と規定している。これによって、夜間部は、独立の学部として設置される。大学通信教育の設置形態は、夜間部とは明らかに異なる。
- ③ 高等学校の通信教育は、昭和22年公布の「学校教育法」においては、現在の大学通信教育の規定と同様であり、しかも大学の場合と異なり、「特定科目制」をとっていた。ここでは、現行の設置形態を述べるので、昭和36年の同法の改正による、その第45条について説明する。すなわち、「高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる」とし、さらに同法第2項では、「高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる」としている。これによって、高等学校の通信教育は、全日制、定時制の課程と並んで、独立の課程として通信制の課程が設置され、しかも、通信制の課程だけをもつ高等学校の設置を認めている。大学通信教育との違いは明らかである。
- ここで、大学通信教育の設置形態の特徴が、いかなる理由によるものかを考えてみよう。

- ① 第1の理由は、学校教育法制定当初には、通信教育を大学の行う社会教育として性格づけていた、とするものである。すなわち、大学学部の開放とすれば、学部が主体となるのは当然である。
- ② 第2の理由は、大学通信教育が、「通常の課程と同一水準において行

われる」(昭和22年決定の「大学通信教育基準」の基準1)には、水準維持のために独立の学部、学科として設置することを避けた、とするものである。通信教育は、大学学部¹に併設される以上、その学部の方針と責任にしたがって行われることになり、同一水準の維持は確保できるとする考えである。

- ③ 第3の理由は、通信教育を独立の学部として設置するには、大学設置基準による条件の整備を求めることとなり、大学教育の開放の道をかえって閉ざす結果を招く、とするものである。この第3の理由は、あるいは第2の理由と矛盾する面をもつ。すなわち、第3の理由では、通学課程の教員組織あるいは施設設備等に依存して、容易に通信教育課程の設置が可能となり、第2の理由とする水準維持の狙いは崩れないか、とする懸念を避けられない。このため、「大学通信教育基準」は、一貫して教員組織と教育指導能力の増強、保持を強調している。

なお、文部省の構想による「放送大学」の計画は、独立の通信制大学として検討され、イギリスの Open University を原型としている。したがって、これまでの大学通信教育とは、その設置形態において明らかに異なるものである。なお、「放送大学」構想の検討の中で、これまでの大学通信教育を「併設制通信教育」と言い、放送大学を「独立制通信教育」とその設置形態において区別している。

6 大学通信教育基準

大学通信教育が「正規の課程」である以上、「大学設置基準」に準拠するのは当然である。昭和22年の通信教育設置の時期には、同年7月に大学基準協会の決定による「大学基準」および、同年12月、同協会決定の「大学通信教育基準」に準拠していた。「大学基準」は、大学の最低の基準を示すもので、これによって内容の充実を計ることを意図している。ここには、通信教育の特殊性に関する事項は含まれていない。そこで、昭和22年12月に至り、

通信教育の基準を別に定めた。これが「大学通信教育基準」である。ただし、同基準では、「この基準に規定されていない一般的事項はすべて大学基準によるものとする」とあって、両基準の関係を明確に示している。

昭和22年12月25日決定の「大学通信教育基準」（昭和26年6月21日改訂を含む。以下、「基準」という）は、第1に趣旨、第2に基準および附則によって構成されている。これに「大学通信教育基準の解説」（以下、「基準解説」という）および「申合せ事項」が付帯している。

この「基準」は、昭和26年4月24日に、「大学通信教育における面接授業に関する申合せ事項」を加え、同年6月21日には基準の一部改訂が行われ、ついで、昭和33年5月29日には、さらに「大学通信教育における面接授業に関する申合せ事項」が加わった。その後、久しく基準に手を加えることがないまま経過し、昭和50年5月20日に現行の「大学通信教育基準」（以下、「改訂基準」という）に全面的に改訂された。

本稿では、大学通信教育の設置から現在の状況を述べるため、主として、昭和22年決定の「基準」によることとし、必要に応じて昭和50年の「改訂基準」を用いる。

「基準」には、次の内容が盛り込まれている。

趣旨——三つの条項があり、通信教育の使命、基準適用の範囲、基準の性格、を規定している。

基準——14の条項で成り、大学通信教育の原則、担当機関の設置、指導教授能力の確保、教員の任免資格等、学生定員、入学資格と入学試験、学科課程の設け方、学習指導の方法、履修単位の制限、学士号に対する最低要求、履修科目の最終試験、履修単位の相互転換、面接授業の施設、その他の必要事項、を盛っている。

附則——第1、第2号では、通信教育では、大学院の課程、実験実習を主とする課程を設けることができない、と規定し、第3号では、体育実技に触れている。

「改訂基準」は、大学通信教育の25年にわたる経験と実情を加味して、全

面的な改訂が行われた。改訂の主眼となる項目を掲げると、ほぼ、次のとおりである。

- ① 通信教育に放送等の利用を盛り込む。
- ② 学部の教員組織，教育指導能力および施設設備の整備充実と保持を強化。
- ③ 大学設置基準との関連を明確にする。
- ④ 実験実習を伴う学科，課程の通信教育実施および大学院（修士課程）の通信教育の開設の道を開く。
- ⑤ 専攻科を設けることができる。

などがあげられ、さらに基準の解説によって、

- ⑥ 面接授業の実施期間（3週間以上）、内容、実施場所等について、大学の自主性と責任において行われることを認める。
- ⑦ 学生の居住地における学習に触れる。

などが示されている。そして、全体的に、「基準」と比較して、通信教育の社会教育的役割に触れる部分が後退していると言えよう。

なお、現在まで、大学通信教育の設置基準は定められていない。このため、放送大学の計画の進行の過程で、大学通信教育と放送大学のための設置基準の制定が検討されている。

7 組織と運営

通信教育は、「学部を基盤」に併設されるとしながらも、独自の学則と、それによる教育課程を整えている。また、一般に「通信教育部」と称される独立の担当機関をもち、通信教育の実施に当たっている。

通信教育部は、学部の通信教育課程の部分を切り離して組織したものである。通信教育部には部長を置き、通信教育実施学部の教授会で選出された数名の専任教員によって通信教育学務委員会を構成する。学務委員会は、通信教育に関する学事の審議と、各学部との連絡に当たり、重要事項の決定は、

すべて学部教授会において行われる。このため、通信教育は学部の方針と責任において行われるとする考え方が貫かれている。

この他、通信教育部には、教授・指導に関する組織をもつ大学が多い。「改訂基準」に示すような、学習指導委員会、教科書委員会、厚生補導委員会等に該当する組織がそれである。

「通信による個人的直接指導」を旨とするため、学習指導には力点を置いている。このため、通信教育専任の教員を擁する大学が多くなりつつある。そのため、通信教育部には、独自の教員組織をもつ大学もある。

事務組織も独立に設けられ、通信教育に関する一切の事務を処理する。

ここで、通信教育の財政に触れておく。

通信教育部は、「基準解説」14により、独立会計をとることが望まれ、多くの大学は、これによってきた。

収入の約4分の3は学生納付金で、これへの依存度が高い（昭和53年度）。また、昭和50年度から経常費の国庫助成が始まり、収入の1割強を占める。支出では、ほとんどが経常的支出で、しかも学部の教員組織に、依存しているため、教員人件費の支出は極めて小さい。また、施設設備の利用、研究費の支出も極めて小さい。これらのことから、通信教育部は学部に依存の度合いが強いことから、独立会計とは言え、独立採算制をとっているとは言えないのが実情である。

8 教育方法

これまでは制度としての通信教育を述べてきた。いよいよ、大学通信教育という制度の中で、いかなる教育方法が用いられているのかに触れることになった。ここで注意しなければならないことは、我が国の「通信教育」の呼称には、教育制度としての通信教育と教育方法としての通信教育の意味を持っていることである。この二つを区別する呼称がない。「通信による教育」と言えば、狭義に by mail を意味して、郵便を媒介に行う教育の意味になり、

教育方法としての通信教育を指すことになる。この解釈によれば、「通信」を by mail からさらに拡大して放送利用をも包含するとしても、教育方法の極めて限定的な表現としかならない。とすると学校教育法における「通信による教育」の表現は、制度としての通信教育の意味をもたなくなる。その点、高等学校の場合は、「通信制の課程」と表現していることから、これを制度と解することはできる。大学通信教育の学校教育法上の規定に問題が残るところである。

欧米の通信教育では、制度としての通信教育を明確に表現していることが多い。西ドイツ、スウェーデンでは distance education と称され、アメリカでは independent study とか home study と呼んでいる。イギリスの通信教育大学とも言える Open University は、設立の構想の段階では University of the Air の名称を考えていながら、設立までの過程で“Open”の語が用いられた。これらの名称は、教育手法上の名称ではない。明らかに制度あるいは理念を表している。ところが、我が国では、教育手法が未開発であった戦前、戦争直後に多く用いられていた correspondence education の直訳として「通信教育」を、制度を意味するものとして用いて今日に至っている。そして、欧米では、手法上の意味で correspondence の語を残している。

ここでは、通信教育制度の中で用いられる大学通信教育の教育方法について述べる。

(一) 通信授業

手法上の名称として、あえて、「通信授業」とした。

通信授業とは、「教科書及び指導書を授け、設題の解答を受け、これに添削、批評、指導を加える」(「基準」8)と規定している。この一連の教授、学習の形態では、学習内容に関する質問も可能であり、添削指導は学生に対する個別指導となって、「基準」に言う「通信による個人的直接指導」が実現する。この教授・学習形態こそ、通信教育の原型といえる。

印刷された教科書、指導書は、大学設置基準で定める1単位の講義時間数

による内容を、A5判75～100頁に換算して制作する大学が多い。この教材は、原則として当該大学の専任教員によって執筆されるとしている（「基準解説」8）。

指導書については、「基準解説」にその重要性を強調して、「教科書に魂を吹き込む役割をなす」としながら、指導書の具体的な内容・形態が整わないままに今日に至っている。ただ、教科書中に「研究課題」「主な参考書」などを盛り込み、頭注、脚注、あるいは小見出しを豊富につけるなどの努力の跡がうかがえる。

設題は、一般に「報告課題」といわれ、1単位につき1回の割合で、解答を提出せしめる。出題は主として論文形式で、1回につき2,000字程度とされている。

解答に対して添削指導が行われ、評価が付されて学生のもとにもどされる。そのため、「遅滞なく適切」に学生に返送され、「次の学習の参考」に供せられる」（「基準解説」）ことが望まれている。

なお、教科書については、昭和49年度から通信教育実施大学の教員の協力を得て、一般教育科目、体育科目、語学科目に関して、各大学が共通に利用できる教科書の開発が進められ、私立大学通信教育協会から刊行され、個々の大学の判断で利用されている。また、近年は、各大学において、自己学習に相応しい教材の開発、改訂に積極的に取り組むようになった。

（二）放送授業

「基準」制定時には、ラジオの教育利用は考えられる状況ではなかった。その後、テレビの開発と普及、さらにオーディオ・テープの普及が進み、今後はビデオ・テープの普及も予想される。これらの媒体の教育利用には大きな意義が認められ、昭和33年に至り、一部の大学ではラジオ利用（日本短波放送）をはじめた。また、同36年4月からは、大学通信教育実施校の協力により、NHKラジオ番組に「大学通信講座」（現在の「大学講座」）が誕生し、同ラジオ講座の利用による単位修得の道を開いた。同40年にはテレビ利用にまで拡

大した。しかし、大学とNHKとの協力関係は、番組編成および制作に関する基本的な意見の相違を生じて、次第に弱まり、その利用が狭められ、昭和50年代にはほとんど利用されなくなった。

このような放送利用の動きの中で、昭和50年の「改訂基準」では、「通信等の方法によって」（傍点は筆者）教育が行えるとして、これを具体的には、「郵便、放送等の通信および面接等の方法によって」と規定し、さらに、「種々な教育方法を総合的に活用する」ことを解説で示した。また、ラジオ、テレビ、放送にとどまらず、「ビデオテープ、カセットテープその他、およそ学習指導上効果的と思われるかぎりの手段・方法が積極的に活用されなければならない」と、媒体利用に積極姿勢を示した。

その他の媒体としては、語学・音楽等の科目にオーディオ・テープの利用も進み、また、学習指導にも用いられるケースもある。放送利用の現状は、その恒常的利用が望まれながら、放送利用システムの未開発あるいは経費の問題で積極的な利用に踏み切るに至っていない。しかし、ラジオ・テレビの利用は、印刷教材の学習効果を高め、学習を促進するための補助的な役割をもつものとして、各大学では大きな期待を寄せている。

なお、昭和50年度から、私立大学通信教育協会では、語学の共通教材のオーディオ・カセット・テープの試作を、51年度からは、一般教育の共通教材に基づくラジオ実験番組を制作、放送して、学習効果の調査をつづけてきた。これらの事業は、文部省、放送教育開発センターの協力を得て進めている。

(三) 面接授業（スクーリング）

一般には「スクーリング」と呼ばれ、これを端的に表現すれば、「学園における教室授業」（「基準解説」10）である。このスクーリングには、本来二つの役割がある。

- ① 通信授業では学習の困難な科目の学習を面接授業によって補う。
——特に実験・実習・演習・実技を要する科目、あるいは特殊な専門科目は、通信授業での学習が困難あるいは学習効果が十分に期待できな

い。このような科目のために面接授業が行われる。

- ② もう一つの役割は、一定期間の学園生活を通じて、勉学の刺激を与え、また人格の陶冶育成の機会とする。——この役割は、私学であるがゆえに、極めて重視されてきたが、近年はこの役割が次第に薄れ、「改訂基準」ではこの役割に触れていない。

この二つの役割から、「基準」においては、「卒業所要単位の中30単位以上を面接授業によって取得」しなければならないとし、しかも「面接授業は通算1学年分以上に相当することを要する」と定めている。ここで示されている単位数および面接授業の期間は、二つの役割を満たすに適切なものとして、しかるべき根拠をもって算出されたのであろうか。この点は極めて曖昧である。当時のアメリカの通信教育の実態と、日本の社会経済事情とを勘案して決められたと言える。すなわち、特定科目制をとるアメリカの通信教育では、通信教育によって修得した単位は、大学卒業所要単位の $1/3\sim 1/2$ 程度、多くても $2/3$ までしか認められないこと、また、最終学年は学園生活で勉強させること、を含んで、日本の実情に合うように定めたと言われる。

スクーリングの実施方法は、主として次の3種類がある。

- ① 夏期スクーリング——夏期の昼間、6週間にわたり、当該大学に通学して8単位を修得する分割スクーリングで、卒業までに4回出席する。——この分割スクーリングの方式でも参加の困難な学生が多いため、昭和26、28年の「基準」に関する「申合せ事項」で、3週間で4単位の出席を認め、33年の「申合せ事項」では、短期間の面接授業および学外における面接授業（出張授業制および協力校制）も認めた。

- ② 夜間スクーリング——昭和26年の「申合せ事項」によって始められた。夜間授業によって10週間で8単位を修得する分割スクーリングである。卒業までに4回出席する。

これも、昭和26年の「申合せ事項」で5週間で4単位の修得を認められた。

- ③ 通年スクーリング——最終学年の1年間を継続して通学し、スクーリ

ングの要件を満たす。この方式がスクーリングの本来の形態とみるべきであるが、これに出席する者は、極めて限られた少数者であり、また、毎年出席する分割スクーリングの方が孤独な学生にかえて大きな効果をもつものとされて、本流となっている。

「改訂基準」では、「継続して少なくとも3週間以上」とすることが望ましいとし、実施場所についても「通信教育実施大学の施設（あるいはその目的で特に設立した施設）において実施することを原則とする」と変わった。一般的に「各大学の自主性」「各大学の責任」で実施できるように、柔軟性を持つようになった。このため、分割スクーリングは、これまでの夏期6週としてきた期間が短縮される傾向にあり、地方スクーリングなども行われるようになった。

（四）指 導

通信教育を「通信による個人的直接指導」と見ることから、基準では、指導に関しては厳しい姿勢を示している。

指導の形態には、次の各種がある。

- ① 通信指導と直接(面接)指導——印刷物あるいは文書によるものと、面接による直接指導である。
- ② 集団指導と個別指導——グループごとに行う指導と学生個別に行われる固有の指導である。
- ③ 一般指導と特別指導——どの学生にもごく一般的に共通する指導と専門的な指導である。

また、指導内容に関しては、

- ① 添削指導
- ② 学習一般に関する指導
- ③ 研究指導（卒業論文指導、合宿ゼミ等）
- ④ 特別指導（公認会計士試験・司法試験等に関して）

などがあげられる。

指導に当たる者については、

- ① 教員
- ② 事務職員
- ③ 通信教育卒業者

があげられ、事務職員の役割は大きい。

このような指導の形態、内容、担当者による組み合わせによって多彩な指導が行われる。日常行われる指導、スクーリング時の指導、地方行事での指導等、機会も多彩である。

近年は、直接指導を望む声が強くなり、大学の窓口、あるいは電話利用が増加している。また、教職員の地域への派遣も増加し、単に指導にとどまらず、講演会、懇親会も催され、時には展示会なども行われる。

指導体制の確立は、通信教育にとって重要な課題である。

- ① 学生に対する適切な指導を可能とする教員組織の充実
- ② 適切な教育のための教授法の確立
- ③ 適切な指導のための指導技術の確立
- ④ 指導の組織化

は、通信教育発足以来、一貫した課題とされている。

通信教育の専任指導教員は、「インストラクター」と呼ばれ、通信教育草創のころには多数を擁していた。しかし、身分の不安定と、通学課程の拡張期（昭和30年代前半）に、ほとんど学部の教員に転じ、通信教育の専任教員は、皆無に等しい状況に追いやられた。しかし、近年は指導の強化を旨として、再び専任教員を配するようになってきている。

学習指導と密接にかかわるものとして、地域ごとに学生によって自主的に運営される学習グループの役割を無視できない。学生相互の親睦、学習の促進に大きな成果を収めている。通信教育部では、この活動に援助を与え、便宜を講じ、講師の派遣などは、年々拡大している。

(四) 評価

通信教育が「正規の課程」として、「通学の課程と同一水準」で行われることから、評価についても厳しく規定している。

試験と平常点——学習の成果は、科目ごとに単位修得試験を実施し、評価する。

「基準」では、「試験は、通常の課程と同一程度において確実に」行われることを規定している。「改訂基準」では、さらに「当該科目の受験資格を得たもの」に行うとして、受験資格を定めている。受験資格は、所定の課題によるレポートの提出(所定の回数)とその成績によるとしている。科目ごとに定められた報告課題のレポートを提出し、添削指導を受け、その評価が合格であることである。レポートが不合格の場合は再提出を求める。この評価は平常点とするが、試験の評価に大きな影響を及ぼすものではない。

試験は、厳正公平を期して、一定の場所に学生を集めて監督の下に行われる。試験は、学生の学習進度がまちまちのため、全国主要都市で、年間計画に従って、頻繁に行われる。学生は、学習の終了した科目から随時受験できる。試験に不合格の場合は、再受験の道が開かれている。

学力考査——入学後、早い機会に学力考査を行う大学がある。この考査は、当初は「基準解説」6によって、「入学試験に該当する学力考査」と称していた。通信教育の入学には、入学試験が行われず、「書類選考で暫定的に入学を許可し、入学後、適当な時期」に選抜試験に当たる学力試験を行うとしていた。「改訂基準」では、この趣旨は除かれている。

卒業試験——卒業要件の中でも卒業試験は最終評価として極めて重要視される。この試験は卒業論文と総合面接試問に分かれている。卒業論文に合格するだけでなく、総合面接試問に合格しなければ、卒業できない。総合面接試問では、これまでの学習全般にわたって評価が行われる。

単位修得のための評価が厳正に行われるため、「通学課程と同一水準」が維持されることから、「基準」11では、「通信課程の修得単位は、通学課程

の修得単位と互に転換できる」として、通信教育と通学課程との相互の制度的一体を明示している。

9 教育課程

アメリカあるいはヨーロッパの伝統的な通信教育の「特定科目を中心とする各種のコース別」の方式とは違って、我が国の大学通信教育は、「学部的全課程を一体とするいわゆる総合学科制」を採用している。このため、教育課程は、通学課程のそれと同一とする考えが原則となっている。しかし、通信教育における対象としての学生は、通学課程のそれとは大きく異なり、また、通信授業を中心とする教育・指導方法の特殊性からも、通学課程と同じ教育課程をとること自体が不相当とされる。このため、通信教育課程独自の学則を定めて、独自の教育課程をもつ。

教育課程の基本的事項は、すべて「大学設置基準」による。

- (1) 単位——単位の計算方法は、大学設置基準第26条による。ただし、通信授業においては、講義は印刷された教科書によるため、1単位の講義に当たる教科書の量は、A5判75～100頁と定める大学が多い。この中には、指導書も含まれる。

放送授業における単位の計算方法は、現在明確な規定はない。通学課程の講義と同様に、1単位の放送授業を15時間と一律に定めることは、放送利用では妥当と言えない。それは、放送利用の方式によって異なるからである。放送の利用方式には、3通りがある。

- ① 通学課程の講義と全く同じに用いる。
- ② 放送と印刷教材を相互補完的に用いる。
- ③ 印刷教材の学習に補助的な役割として用いる。

大学通信教育をはじめ、イギリスの Open University、西ドイツの遠隔大学等では、印刷教材を中心に据えて、第3に示す放送の補助的利用の方式が一般的である。補助的な利用によって、十分に学習効果を高め、かつ、学習

促進が期待できるとする。したがって、放送時間数は、放送利用の方式とその計画によって適宜定める柔軟性をもつ必要がある。

(2) 授業科目——大学設置基準第19条により、一般教育、外国語、保健体育、基礎教育、専門教育の各科目に分かれる。

外国語科目については、ほとんどの大学が英語を必修科目としている。第2外国語を置く大学もあるが、選択科目とし、選択必修科目とはしていない。

体育科目では、実技2単位の修得については、「基準附則」3により、「通信教育における体育の実技は講義をもって代えることができる」としているが、面接授業の期間に体育実技を厳格に課している。

専門教育科目では、卒業論文を必修とする大学がほとんどである。通信教育では、通学課程のように広範にわたる学科目の開設が困難であり、専攻分野を狭めて選択の余地を拡大する方式はとりにくい。この欠陥を補うために、専攻領域からテーマを求めて卒業論文を作成せしめる。

(3) 卒業の要件——卒業の要件は、「大学設置基準」による。ただし、「卒業所要単位中30単位以上(通算1学年分以上)」を面接授業によって修得することが「基準」で定められている。

修業年限については、大学通信教育基準では特に規定していないため、「4年」となるが、「改訂基準」の解説では、「学生の生活および学習条件上の諸特性を考慮」して、「4年をこえるものとするのが望ましい」としている。かつて、昭和40年に、中央教育審議会のまとめた「通信教育設置基準改善要綱」では、修業年限を「5年」とする内容を盛り込んだため、大学通信教育協会(当時)、通信教育学生の反対するところとなった。

卒業期は年2回とするところが多い。これは、入学時期が年間を通じて認められているためである。毎年9月および3月を卒業期としている。

(4) 教職課程——大学通信教育は、教育職員免許法に基づいて、文部大臣の「課程の認定」を受け、教員養成に大きな役割を果たしている。特に、「聴講生」制度を設けて、現職教員の資格向上等に当たる役割は見逃が

すことができない。

ここで、入学について述べておく。

正規の課程に学ぶ「正科生」に対しては、学校教育法による入学資格を求めている。ただし、通学課程における入学選抜のための入学試験は、学生の置かれている境遇から、入学前に課することはできない。このため、書類選考によって入学の可否が審査され、出身学校長からの調査書は、審査の重要な資料となっている。通信教育では、選抜することよりも、学習の機会を与えることに主眼を置いている。その意味では、イギリスの Open University の先着順の受け入れと共通するところがある。入学期についても、年 2 期とし、4 月および 10 月とするところが多いが、実際には、随時入学を認めている。このような入学者の受け入れは、

- ① 通信教育が「個人的指導」を主としている。
- ② 学習意欲の高揚した時期に学習を開始することが望ましい。
- ③ 学習進度は、学生の能力、生活環境等によって、各学生間に大きな距りがある。

等の理由から随時入学が可能とされる。

おわりに

大学通信教育の概要を、草創期から現在にわたって記述してきた。特に草創の経緯を捉えるために、できるだけ、昭和 22 年決定の「大学通信教育基準」によって述べることにした。その結果、現在の大学通信教育の、制度、機構・組織、あるいは教育・指導の内容と方法がいかなる意図で形成されてきたかが理解できるものと思う。

全体を通じて指摘できることは、大学の開放を目ざしながら、我が国の大学通信教育は、既存の大学を基盤にした「半開き」の制度であるとする批判があることである。しかし、一方では、入学試験を行わず、書類選考によって、随時入学できる通信教育は、広く学習の機会を提供していると言える。

そして、通信教育は、「入口は広く、出口の狭い」、そして「厳しいコースのマラソン学習」であると言える。

これらの指摘は、さらに、ここに学ぶ者の学生像を捉えることによって、いっそう明確となろう。また、大学通信教育の包蔵する問題点とその解明の糸口も見出され、ひいては、生涯教育、回帰教育、あるいは学習社会下の大学教育の本質にかかわる問題提起あるいは問題解決の方向を示すことをも可能とするであろう。

【参考文献】

- 私立大学通信教育協会編『開かれている大学——大学通信教育』（昭和52年）
- 大学通信教育協会編『新制大学と通信教育』（昭和24年）
- 山本敏夫『最近のアメリカの通信教育』（大学通信教育協会——昭和26年）
- 全国高等学校通信制教育研究会『高校通信制教育30年史——回顧・現状・展望——』（日本放送出版協会，昭和53年）
- 日本通信教育学会編・西本三十二監修『日本の通信教育——10年の回顧と展望』（日本通信教育学会——1957年）
- 30周年記念誌編纂委員会編『文部省認定社会通信教育30年の歩み』（（財）社会通信教育協会——昭和53年）
- 大学基準協会十年史編纂委員会編『大学基準協会十年史』（大学基準協会——昭和32年）